

送第二五二号

明治九日船長ピートルス免傭之際
賜金申出洩之義ニ付上申

當省燈臺局所管明治九日船長英國人
ロムルトエツチピートルス義一昨十五年二月中免傭
候處同人義ハ明治七年十二月傭入以來滿七
ヶ年餘モ職務格別勉勵候者ニ付給料三ヶ
月分ニ當ル金額即銀貨九百三十拾圓解傭之
際賞與トシテ給與候ニ付其際可申出之處
相洩候間乍延引此段上申仕候也
明治十七年四月八日

工部卿佐々木高行



九十七
光緒

乙一三

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社テクノアージュ

太政大臣三條實美殿

上申ノ趣聞置候事

明治十七年五月六日

子乙一三號

明治十七年四月三十日

濟

大臣 〆 〆

内閣書記官

田中

主管參議

福田

工部省上申明治丸奮船長
免傭除賜金申出渡之事
ポイルス、

太政大臣

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社テクノオプティクス

明治十七年四月二十九日

第一局



別紙工部省上申明治九舊船長ポイトルス、免
傭ノ際賜金申出洩ノ件ハ同人儀一昨十五
年中解傭候處満七ケ年餘職務勉勵候者
ニ付給料三ケ月分相當ノ額銀貨九百餘圓
賞與トシテ給與候儀乍延引上申候旨ニ
有之按スルニ本件不經伺施行候段不都合
ニ候得共事既往ニ属シ且同人儀ハ多年勉
勵候由ニ有之候得ハ其給與額ニ於テ不相

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社 インフォマージョ

當ノ儀モ無之ト被存候旁上申ノ趣御聞置
相成可然欵左案ヲ具シ仰高裁候也

御指令按

上申ノ趣聞置候事

明治七年五月六日

會計検査院及大蔵省へ通牒

奉照

外立松平多ク心以事四月八日

院右使

外國人借入中藏院勸功方有之者満期ノ
節賜金ノ義自々奉款金多ク以テ計其金
高四万圓也ハ者御限ノ計其昔ノ業其時
洋烟可也出尤非也功方有之者ノ業其
業金高四万圓以テ賜金ハ奉款金以テ計
其可也出此方御達候事

外立松平ノ心以事三月七日

友方居使

一傳入外國人賜金ノ義明治七年四月五日松平
以テ相達候趣モ有之業金高四万圓以下ニシテ
各御限ノ計其計其時其御物又ハ

文

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社 ナンブオーブ

等々付不國人之報酬金四百圓半多ハ自今迄
出ニ及ハス

第一局
第二局

送第三〇六号

英国人

アキサントルハルレエ

月給洋銀百弗

賄料毎月洋銀廿五弗

明治十七年一月一日ヨリ六月間

右者等歳十二月第百四拾六号ヲ以て同濟存
頭書ニ通備入レ候此後古届申進ラ也
明治十七年甲子日 工部卿佐々木高行

太政大臣三條通美殿

九十八

乙一八

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社テクノオプティクス